

## 被災者生活再建支援制度に関する論点（案）

検討会での議論の論点整理を行うために、各方面からの意見も含めて、この制度に関する議論を大まかに区分すると以下のように整理することができるのではないか。

以下の1～3の区分は概ねの考え方を示すものであり、例えば1の改善項目が大幅な変更を伴う内容になれば2、3に該当することもあり得る。

### 1 現行制度の見直し

被災者生活再建支援制度については、全壊と判定された住宅の補修も支援対象とすべき、住宅を再建しない場合の被災住宅の解体・撤去も支援対象とすべきなど、現行の制度を基本的に前提とする様々な意見が寄せられている。

特に居住関連経費については、申請期間満了前という要素はあるが、受給者が実際に受給した金額の支給限度額に対する割合が半分程度（生活関連経費のみを受給している者を含めると3割弱）となっているという実績が出ている。

そこで、この支給実績を踏まえ、ヒアリングなどで指摘された現行制度の「使い勝手の悪さ」に関し、現行制度について見直すべき点を検討することをどう考えるか。

#### （検討項目例）

- ・被災住宅の解体・撤去費の支援要件（移転・住宅非再建の場合は対象外）
- ・申請・支給期間（災害発生から最長37ヶ月）
- ・年齢年収要件

### 2 支援金の使途の再構成

全国知事会を始め、支援金を住宅本体の建設、購入、補修に使用できるようにすべきとの意見は根強い。また使途の限定が「使い勝手の悪さ」の一因という指摘もある。

他方では、典型的な個人資産である住宅に税金を使うべきではない、税金

による助成は有効に使われるべきで用途限定は当然という考え方もある。

さらに、過大な事後給付は、生命と財産を守るうえで不可欠な事前の自助努力（安全な土地の選択、耐震改修、火災保険・地震保険等への加入など）を阻害するのではないかとの指摘や、首都直下地震等極めて大規模な災害が発生した場合のフィージビリティ（実現可能性）に対する懸念の指摘がある。

そこで、現行の基金方式などを一応の前提としつつ、現行の生活関連経費（家財道具等）、居住関連経費（被災住宅の解体・撤去費等）の区分を改めて被災者の視点で抜本的に見直すべく、支援金の用途について、税金の使い方を巡る議論との調和を図りつつ検討することをどう考えるか。

#### （検討項目例）

- ・住宅本体建設等への支援の可否とその考え方
- ・見舞金又は用途を限定しない個人向け交付金の可否とその考え方
- ・生活関連経費と居住関連経費の区分撤廃の可否とその考え方
- ・支給限度額引上げ（及びこれに伴う追加拠出等）の可否とその考え方

### 3 制度全体の見直し検討

現行制度については、首都直下地震などの大規模な都市災害に対応できない、高齢化の進んだ過疎地では自力再建自体が困難な者が多いといった構造的な問題、事後の救済は事前の自助努力を阻害するといった問題の指摘もある。

このため、制度の目的や枠組みを含め、制度全体のあるべき姿について検討することをどう考えるか。

#### （検討項目例）

- ・大規模都市災害時の支援の在り方（上限設定等）
- ・高齢者など単独で自力再建が困難な被災者への対応とその考え方
- ・住宅の耐震性等に応じた支援の可否とその考え方
- ・支援制度を適用する災害の要件（他法における災害指定との整合性等）
- ・支援対象の範囲（半壊世帯の取扱い）

**【参考】**

被災者生活再建支援法改正（平成16年）の際の衆・参両災害対策特別委員会の附帯決議の「総合的な検討」に関する部分

居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。